

三浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 23 号）が公布され、健康保険等において国が法令で定めている出産育児一時金について見直しが行われた（令和 5 年 4 月 1 日施行）。

これを受けて、三浦市の国民健康保険における出産育児一時金についても同様に見直しを行うこととし、条例上必要な規定の整備を行う。

2 改正の内容

出産育児一時金の額を 48 万 8 千円とする。ただし、産科医療保障制度の加算対象となる出産であると認められるときは、50 万円とする。【第 5 条第 1 項関係】

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

4 経過措置

改正後の条例は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。